

利用規則

施設の公共性と安全性を維持するため、当施設をご利用のお客様には、宿泊約款第10条に基づき以下のとおり利用規則を定めております。ご滞在中は本規則をお守りいただきますようお願い申し上げます。本規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第7条の規定により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。また、当施設が被ったすべての損害をご負担いただきますのであらかじめご了承ください。

1. 施設のご利用について

- 1) 万が一に備え、出入口の確認及び掲示されております緊急連絡先、災害時避難先のご確認をお願い致します。
- 2) 定員超過でのご利用はできません。(3歳未満の乳幼児はご利用人数に含みません。)また、宿泊登録者以外の客室・設備のご利用及び無断宿泊行為は固くお断り致します。
- 3) 未成年者だけのご宿泊は書面による保護者の許可がない限りお断り致します。
- 4) 当施設はバリアフリーではありません。また、従業員による介添えや補助等を行うことはできませんので、予めご了承ください。
- 5) ホテル四季亭は、当施設の運営管理業務(チェックイン・チェックアウト、清掃業務等)を代行していますが、当施設宿泊客に対するフロントサービスは提供しておりません。また、ホテル四季亭の設備・サービスを無断でご利用することはできません。なお緊急の際は、施設内に掲示されております「緊急連絡先」にご連絡下さい。
- 6) 庭に所持品を放置しないで下さい。たとえ敷地内であっても、当施設では一切の責任を負いません。
- 7) 駐車中の車内に貴重品及びその他の物品を留置しないで下さい。駐車場における紛失、盗難等について、当施設では一切の責任を負いません。
- 8) 設備・備品のご利用に際しては、別掲の注意事項を遵守願います。また、飲食物を冷蔵庫等で保管する際には、お客様ご自身の責任で保管、廃棄管理をお願い致します。
- 9) 資源を大切に使うため節電・節水にご協力をお願い致します。
- 10) 施設内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失、持ち帰りについては実費を申し受けます。
- 11) 天災、本規約に従わないために起こった事故、あるいはお客様ご自身の不注意で引き起こした全ての事故に関し、当施設は一切の責任を負いません。

2. 鍵・施錠について

- 1) 宿泊中の鍵の管理はお客様ご自身でお願い致します。外出前には必ず出入口の施錠をご確認いただき、外出の際には鍵はお持ち下さい。
- 2) ご就寝の際には必ず内鍵をおかけ下さい。特にご就寝の際と台風接近時は、窓についても確実な施錠がなされていることをご確認下さい。
- 3) お帰りの際は全ての出入口及び窓の施錠を必ずご確認下さい。鍵は所定の方法でご返却下さい。なお、鍵の紛失、破損、持ち帰りの場合は、鍵交換等の実費をお支払いいただきます。

3. 火災予防上、お守りいただきたい事項

当施設は木造の古民家です。火災の原因となるような行為をなさらないよう何卒お願い申し上げます。

1)禁煙ルール

当施設の室内は全面禁煙です(非燃焼・加熱式タバコ及び電子タバコを含む)。喫煙は、屋外(庭)の指定場所でのみお願い致します。この際、火の始末にはくれぐれもご注意いただき、吸殻を放置したりポイ捨てしたりすることのないようお願い致します。非燃焼・加熱式タバコ及び電子タバコにつきましても、庭の指定場所以外での喫煙はご遠慮ください。

なお、指定場所以外、特に室内での喫煙の事実が判明した場合は、消臭及び清掃のため10万円を上限としてその費用をご負担いただきます。喫煙の事実には、ご出発後の客室点検・清掃にて吸殻を発見した場合や明らかに室内で喫煙したと思われる強いタバコ臭がある場合も含まれますのでご注意ください。

- 2)当施設では備え付け備品以外の火気器具の取扱いを一切禁止しております。電気ストーブやカセットコンロといった暖房用、炊事用等の火気器具や、アイロン・キャンドル等、火災の原因となりやすいものを持ち込んでご使用なさらないで下さい。また、庭での花火やバーベキューなどもご遠慮ください。
- 3)消防用設備等には、非常の場合以外はお手を触れないで下さい。

4. 禁止事項

当施設では以下の行為は固く禁止しております。

- ①泥酔状態での入浴
- ②入浴剤のご使用や浴室での毛染め、漂白剤等の使用等、浴槽を痛める可能性のある行為
- ③アメニティ以外の当施設備品を持ち帰る行為
- ④建物や設備への異物の取り付け、現状を変更するような加工、諸物品の移動、持ち出し等の行為、及び本来の用途以外の目的での使用
- ⑤当施設の外観を損なうようなものを窓側に置くこと
- ⑥消防用設備などへのいたずら、迷惑行為
- ⑦広告宣伝物の配布、物品の販売、勧誘等
- ⑧当施設の写真等を営業上の目的で許可なく使用する行為
- ⑨高唱、放歌、喧噪、とばく、風紀治安を乱すような行為、近隣住民に嫌悪感や迷惑を及ぼす行為
- ⑩次に定める物品の持ち込み
 - ・動物、鳥類、爬虫類等の生物、ペット類(盲導犬・聴導犬を除く)
 - ・花火、火薬、ガソリン、灯油等、発火または引火しやすい火薬や揮発油類、身体に害を及ぼす恐れのある薬品類
 - ・覚醒剤、麻薬、危険薬物類、法令により所持を禁止されている薬品類
 - ・銃刀類及びこれらの類似品
 - ・著しく大量もしくは重量のある物品
 - ・腐敗物、不潔物、その他湿気、悪臭、異臭を発する物、施設の衛生を妨げる物
 - ・その他当施設が持ち込みを禁止することとした物品

5. 宿泊条件の特記事項

- 1)暴力団、反社会団体及び過激行動団体等、並びにその構成員の当施設ご利用はご遠慮いただきます。(ご予約後またはご利用中にその事実が判明した場合は、その時点でご利用をお断りいたします。)

2) 以下のような行為が宿泊者によって行われた際、当施設は直ちに当該宿泊契約を解除し、宿泊者に施設からの退去を命ずる権利を有します。またこの時、宿泊者は宿泊代金の払戻しを受ける権利を失う場合があります。

- ・宿泊者が法律に違反する行為及び施設に重大な損害を及ぼす行為を行っていることが明白な場合
- ・施設利用規則の違反について、施設より注意を受けて直ちにその行為をやめなかったもの
- ・暴行、傷害、脅迫、恐喝、暴力的要求行為(恫喝や性的嫌がらせを含む)または合理的な範囲を超える負担の要求及びこれに類する行為が認められる場合
- ・近隣住民に多大な迷惑をかける行為を繰り返す場合
- ・心神耗弱、薬物等による自己喪失等ご自身の安全確保が困難で近隣の住民に危険や恐怖・不安感を及ぼす恐れがあると認められる場合